

令和4年度事業計画

1 第31回柔道整復師国家試験の実施

柔道整復師法第13条の3の規定に基づく指定試験機関として同法第10条の試験事務を行う。

(1) 試験実施日 令和5年3月5日(日) 予定

(2) 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県を予定。

2 柔道整復師の免許登録事務の実施

柔道整復師法第8条の2の規定に基づく指定登録機関として同法第6条の登録事務及び免許証の交付等の事務を行う。

3 柔道整復師国家試験改善の検討

柔道整復師の更なる質の向上を目指すとともに、国民に信頼される柔道整復師の資格を付与していくため、柔道整復師国家試験改善検討委員会において国家試験改善の検討を引き続き行う。

なお、今後の国家試験ではすべての骨折・脱臼の「柔整判断」は出題範囲であることを確認するとともに、保存療法が優先される骨折・脱臼を検討し出題基準にどのように表現するかを、国家試験改善検討委員会の下に柔道整復領域出題検討委員会で検討する。

4 国家試験の事後評価について

第三者的立場から国家試験問題が適正であったか評価を行うため、国家試験委員に「事後評価員」として医療系テスト理論専門家等2名で国家試験の事後評価を行う。

5 第7回認定実技審査員資格取得講習会

認定実技審査員の5年毎の更新制による同資格取得講習会を開催する。
なお、新型コロナウイルス感染症予防の観点からオンラインでの実施とする。

(1) 実施日 令和4年4月24日(日)、4月30日(土)、5月1日(日)

(2) 受講料 20,000円

6 認定実技審査の実施

(1) 認定実技審査員の派遣

前年度は新型コロナウイルスの影響により口頭試問方式にて審査を行ったが、今期は国民に実技能力を確実に評価していることを伝える

必要があるため実技試験としての認定実技審査を実施する。

なお、令和4年度より従前より定めている一人評価者制による審査を実施し、派遣計画等は認定実技審査委員会で検討する。

1) 審査日(予定) 計6日間

令和4年10月22日(日)、10月28日(土)、10月29日(日)

11月3日(木・祝)、11月5日(日)、11月23日(水・祝)

2) 場所 受審者が所属する各養成施設88校

3) 審査料 6,000円

再審査料 6,000円

(再審査が柔道整復実技、柔道実技のどちらか一方の場合は3,000円)

(2) 認定実技審査のデータ収集

認定実技審査の信頼性、妥当性を検証するためアンケート等のデータ収集を行い活用する。

7 認定実技審査の今後のあり方の検討

柔道整復師養成施設カリキュラム改訂により臨床実習が4単位となった。学生の臨床実習前における実技能力及び臨床実習後(卒業時)における実技能力をどのように測るかの視点で、認定実技審査の今後のあり方について引き続き論点抽出を行う。

8 柔道整復師施術管理者研修会の実施

平成30年4月から柔道整復療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の届出の際に実務経験と施術管理者研修の受講が要件となった。

施術管理者研修は、16時間以上2日程度の受講が必要であり、施術管理者として適切な保険請求を行うとともに質の高い施術を提供できることを目的とし、厚生労働省から当該研修「登録研修機関」の指定を受け、施術管理者研修を実施する。

なお、研修実施方法については、新型コロナウイルス感染症拡大防止策のためにオンラインを主体とする。

1) 開催回数等 全国16回程度

2) 受講者数 5,500名程度

3) 受講料 20,000円

9 柔道整復師卒後臨床研修について

柔道整復師として医学や医療の急速な進歩発展に対応するため、卒後の一定期間に外来施術に対応できる施術技術の修得、幅広い知識と高度な技術の修得等を通じ資質の向上を図ることとして平成17年4月から実施し、

平成２９年度で廃止したところであるが、研修を修了した柔道整復師の修了認定及び修了者を財団ホームページ上で公開する。